



# 資料編

# 1. 宮若市総合計画審議会

## (1) 宮若市総合計画審議会条例

平成18年6月30日  
条例第173号

### (設置)

**第1条** 宮若市総合計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、宮若市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じ、宮若市総合計画の策定に関する事項について必要な審議を行う。

### (組織)

**第3条** 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 各種団体の代表者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 市の職員

### (委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されたものとみなす。

### (会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

**第6条** 審議会は会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、総務部総合政策課で処理する。

### (委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月28日条例第6号）抄

### (施工期日)

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

24 宮政第 377 号  
平成 24 年 6 月 1 日

宮若市総合計画審議会  
会長 内 田 晃 殿

宮若市長 有 吉 哲 信

宮若市総合計画について（諮問）

宮若市総合計画審議会条例第 2 条の規定により、下記事項について、諮問いたします。

記

1. 第 1 次宮若市総合計画（後期基本計画）案について

平成25年1月22日

宮若市長 有 吉 哲 信 殿

宮若市総合計画審議会  
会長 内 田 晃

第1次宮若市総合計画後期基本計画案について（答申）

答申に当たって

平成18年2月11日に宮若市が発足し、7年が経過しようとしています。この間、日本の社会経済状況の変化は著しく、超高齢化・人口減少社会の到来、リーマンショックに端を発した世界同時不況、欧州金融不安及び厳しい円高、そして東日本大震災の発生など、これまでにない危機に直面しました。

これらの出来事は、住民に最も身近な基礎自治体である市町村にも影響を与え、製造業を基幹産業とする宮若市も例外ではなかったと考えられます。

しかし、宮若市はこのような状況の中でも、平成19年度に策定した『第1次宮若市総合計画前期基本計画』の成果として、若宮コミュニティセンター「ハートフル」、図書館を核とする生涯学習センター「宮若リコリス」、東部総合運動公園「光陵グリーンパーク」の野球場などの様々な都市基盤を整備し、新市にふさわしいまちの魅力向上に努めてこられました。

今後は、これらの都市基盤を十分に活用し、市民活動の活性化や交流の促進、さらには協働によるまちづくりの推進を図っていくとともに、一層推進される地方分権や激化する自治体間の競争、今後も直面するであろう未知なる試練に対応できるよう、「自主自立した自治体」の形成に向けてさらに邁進される必要があるものと考えます。

「第1次宮若市総合計画後期基本計画」を検討するに当たっては、以上のような認識を踏まえた上で前期基本計画の検証を行い、その上で、個別の施策についても前期計画期間における成果を踏まえ、後期計画期間の中で予想される情勢を捉えた展開が求められました。このような前提で、本審議会は平成24年6月から7回にわたって審議を重ねてきました。

答申を行うに当たり、基本構想に掲げた将来像「ひと・みどり・産業が輝く 新たなふるさと」の実現に向けて、市民・企業・行政が一丸となって、まちづくりに取り組まれることを大いに期待します。

本文

平成24年6月1日付、24宮政第377号で諮問された標記のことにつきましては、宮若市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、本審議会において慎重かつ十分に審議をした結果、「第1次宮若市総合計画後期基本計画案」のとおり答申いたします。

## (4) 審議会委員名簿

No.	種別	団体等	役職	氏名	備考
1	1号委員 (市議会議員)	宮若市議会	議長	寶 部 勝	
2			副議長	川 口 誠	
3			総務委員会	藤 嶋 厚	
4			教育民生委員会	塩 川 恭 子	
5			産業建設委員会	島 本 昌 典	
6	2号委員 (教育委員会)	宮若市教育委員会	委員長	齊 藤 照 男	
7	3号委員 (農業委員会)	宮若市農業委員会	会長	古 野 克 幸 安 部 英 輔	平成24年8月まで 平成24年9月から
8	4号委員 (団体代表)	人権団体(人権擁護委員)	委員	立 花 法 代	
9		直鞍農業協同組合	組合長	堀 勝 彦	
10		宮若商工会議所	会頭	高 井 司	
11		若宮商工会	会長	倉 富 俊 和	
12		宮若市社会福祉協議会	会長	古 野 満 男	
13		宮若市観光協会	会長	安 永 孝 義	
14		宮若市自治会長会	会長	中 里 光 彦	審議会副会長
15		宮若市老人クラブ連合会	会長	山 口 利 生	
16		宮若市婦人会	会長 副会長	熊 谷 京 子 光 永 照 代	平成24年8月まで 平成24年9月から
17		宮若市民生委員 児童委員協議会	主任 児童委員	波 止 萬 里 子	
18		宮若市PTA連合会	会長	神 谷 秀 秋	
19	5号委員 (学識経験者)	北九州市立大学	准教授	内 田 晃	審議会会長
20		直方・鞍手広域市町村圏 事務組合消防本部	消防長	堀 悦 雄	

## (5) 審議会経過

年月	内 容
平成24年6月1日	第1回・委嘱状の交付、会長及び副会長の選出、総合計画について、市民意識調査集計結果について
6月27日	第2回・後期基本計画の構成(案)について、後期基本計画序論(案)について、後期基本計画における重点プロジェクト(案)について
7月25日	第3回・後期基本計画の全体構成について、後期基本計画第1章・第2章(案)について
8月28日	第4回・後期基本計画第3章・第4章(案)について
9月27日	第5回・後期基本計画第5章・第6章(案)について
10月24日	第6回・後期基本計画重点プロジェクト(案)について、後期基本計画第7章(案)について、パブリックコメントの実施内容について
12月27日	第7回・パブリックコメント結果報告について、前期基本計画案に対する答申案について
平成25年1月22日	総合計画審議会より答申

## 2. 宮若市総合計画策定市民ボランティア会議

市民の視点から、前期基本計画の評価と後期基本計画に求められる取組について3つのグループに分かれ、それぞれのテーマについて意見を出し合いました。

### (1) 市民ボランティア会議委員名簿

自然・生活環境グループ	産業・協働グループ	福祉・教育グループ
朝吹保志	石松義道	浅川綽子
瓜生直哉	清水舞子	中村剛
工藤貴美子	竹田昂正	福芳志保
河野弘毅	永尾あゆみ	古野敬之
中村悦子	中村光善	矢下喜代子
日数谷政一	吉崎康正	山本久江
*党 広正	*岩熊祥子	*三島一仁
		*杉園孝弘

※印は市職員



### (2) 市民ボランティア会議経過

年月	内容
平成24年1月30日	第1回・オリエンテーション、第1次宮若市総合計画に関する説明
2月15日	第2回・市民意識調査結果の説明、協働のまちづくりについて（講義）、協働をテーマにしたワークショップ実習
2月29日	第3回・部会別に前期基本計画の施策テーマに対するワークショップ① 自然・生活環境グループ：「自然環境と地域景観保全」 「廃棄物処理とリサイクル対策の推進」 「公園・緑地の整備」 産業・協働グループ：「農林業の振興」「商業の振興」「観光の振興」 福祉・教育グループ：「社会福祉の充実」「高齢者福祉の充実」「障がい者福祉の充実」
3月13日	第4回・部会別に前期基本計画の施策テーマに対するワークショップ② 自然・生活環境グループ：「水利用と上水道の整備」「下水道等の整備」 「道路・交通網の整備」 産業・協働グループ：「工業の振興」「企業誘致の推進」 福祉・教育グループ：「児童・母子福祉の充実」「健康づくりの推進」「医療の充実」
3月28日	第5回・部会別に前期基本計画の施策テーマに対するワークショップ③ 自然・生活環境グループ：「調和のとれた土地利用の促進」 「中心拠点、地区拠点の整備」「住宅・市街地の整備」 産業・協働グループ：「市民参加の促進」「地域コミュニティの形成」 福祉・教育グループ：「幼児教育の充実」「学校教育の充実」「青少年の健全育成」
4月10日	第6回・部会別に前期基本計画の施策テーマに対するワークショップ④ 自然・生活環境グループ：「消防・防災・防犯・交通安全の充実」 「治山・治水・砂防対策の充実」 産業・協働グループ：「地域情報化の推進」「人権尊重社会の構築」 「ふれあい交流活動の充実」 福祉・教育グループ：「生涯学習の推進」「スポーツの推進」「芸術文化活動の充実」 「文化財の保護・継承」
5月9日	第7回・これまでの会議のまとめ

### 3. 宮若市総合計画策定委員会／施策提案ワーキング会議

策定委員会は市長を委員長とし、副市長、教育長、部次長、部に属さない課、局長で構成され、庁内における計画の最終審査組織として協議を行いました。

施策提案ワーキング会議は、若手職員を中心に構成し、後期基本計画における重点テーマについて提案を行うため、SWOT分析\*の手法を用いて、グループごとに検討を行いました。

#### (1) 策定委員会経過

年 月	内 容
平成24年6月18日	第1回・後期基本計画の構成(案)について、後期基本計画序論(案)について、後期基本計画における重点プロジェクト(案)について
7月12日	第2回・後期基本計画の全体構成について、後期基本計画第1章・第2章(案)について
8月9日	第3回・後期基本計画第3章・第4章(案)について
9月13日	第4回・後期基本計画第5章・第6章(案)について
10月10日	第5回・後期基本計画重点プロジェクト(案)について、後期基本計画第7章(案)について、パブリックコメントの実施内容について
10月29日	第6回・計画素案(全体)について
12月18日	第7回・パブリックコメント結果報告および意見に対する考え方について

#### (2) 施策提案ワーキング会議経過

年 月	内 容
平成24年2月8日	第1回・総合計画について、会議の運営について、職員意識調査の集計結果について
2月15日	第2回・市民意識調査結果の説明、協働のまちづくりについて(講義)、協働をテーマにしたワークショップ実習
2月21日	第3回・部会別SWOT分析による重点テーマの検討①
3月7日	第4回・部会別SWOT分析による重点テーマの検討②
3月21日	第5回・部会別SWOT分析による重点テーマの検討③
4月4日	第6回・部会別SWOT分析による重点テーマの検討④
4月19日	第7回・全体とりまとめ、発表会

#### (3) 施策提案ワーキング会議名簿

自然・生活環境グループ	産業・協働グループ	福祉・教育グループ
石松 貴夫	江頭 洋子	有吉 孝輔
早田 麻里子	梶原 英直	加藤 佑嗣
三嶋 圭介	許斐 洋平	舌間 悟
森岡 祐一	佐野 史晃	杉山 祐輔
吉井 孝介	田代 潤一郎	山口 祐典
吉村 保彦	宮本 靖洋	立野 真由美



## 4. 市民意識調査概要

- 実施時期：平成23年12月6日～12月22日
- 対象者：市内在住の16歳以上の男女から2,500名を無作為抽出  
※16～19歳の市民については、一般とは別に設問を限定した調査票を配布
- 回収数：778件（回収率31.1%）

## 5. パブリックコメント概要

- 公表及び意見の募集期間：平成24年11月5日～12月4日（30日間）
- 公表場所：宮若市役所（情報公開室）、ハートフル、宮若リコリス、宮若市公式ホームページ
- 意見数・意見者数：41件・15名（団体代表者を含む）

あ行

**Is (アイ・エス) 値**：構造耐震指標のことで、建物の構造的な耐震性能を評価する指標。値が大きいほど耐震性が高く、Is値が0.3未満の建物は、震度6以上の大規模な地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い建物と判断される。文部科学省は学校の建物について、0.7以上のIs値を求めているため、0.7未満の建物については耐震補強工事が必要である。木造の建物についてはIw値を使い、1.0未満の建物については補強工事が必要である。

**ICT (アイ・シー・ティ)**：インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略称で、一般的には「情報通信技術」と解される。ICT社会とは、情報通信技術（コンピューター技術）を活用した社会のことを指す。

**移動支援事業**：屋外での移動が困難な障がいのある人に、ヘルパーを派遣し外出時の支援を行う事業。

**Web (ウェブ) アクセシビリティ**：障がいのある人や高齢者などを含めて、Webサイトが誰でも使える（アクセスできる）かどうかということ。

**ALT (エー・エル・ティ)**：外国語指導助手 (Assistant Language Teacher) のことで、外国語の授業をサポートする外国人。語学のほかに、児童生徒に外国人とのふれあいを体験させ、国際理解や海外への関心を高める目的もある。

**SNS (エス・エヌ・エス)**：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と人とのつながりを促進、サポートする、コミュニティ型のWebサイトのこと。趣味や嗜好といったつながりを通して新たな人間関係を構築する機会を提供するなどの機能を持つ。

**汚水処理施設整備構想**：平成19年度に策定された下水道などの汚水処理施設の整備方針をまとめた計画。

**遠賀川中流域下水道展**：下水処理場の見学などを通して、下水道による河川などの水質浄化の大切さを理解してもらうため、県下水道公社や関係市町と合同で開催しているイベント。

か行

**介護予防一次予防高齢者施策**：65歳以上の高齢者及びその支援を行う人を対象に通所型介護予防事業のプログラムの全部または一部を実施し、高齢者が介護予防に向けた取組を主体的に行う事業。

**介護予防二次予防高齢者施策**：保健・医療・福祉などの関係部門と連携し、要支援・要介護状態となる可能性があると考えられる高齢者を対象とした通所型介護予防事業。

**学習支援コーディネーター事業**：優れた特技や知識をもつ人材を登録し、学校や社会福祉施設などへ派遣を行う取組で、現在は社会福祉協議会にて、ボランティア活動センター事業として運営されている。

**学力向上プロジェクトE事業**：学力向上教科指導員や福岡教育大学学生スタッフにより、習熟度別の授業やサタデー・ピア・スクール、サマースクールを開催し、学力の向上を図る事業。

**カスタマイズ**：設定や設計を調整し、使いやすい機能へ作り変えること。

**学校開放週間 (Eウィーク)**：保護者や地域住民に授業の様子や学校行事を公開する取組。

**学校評議員制度**：小中学校の運営に保護者や地域住民の意向を幅広く取り入れるための制度。学校評議員は、学校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

**家庭用燃料電池 (エネファーム)**：ガスや灯油などから、水素を取り出し、空気中の酸素と化学反応させることで電気を生み出すシステム。発電時に発生する熱を給湯などに利用できる。

**簡易水道**：水道法に規定された、給水人口101人から5,000人を対象とする小規模な上水道事業。

**環境クリーン作戦**：市民や企業、行政が一体となって、市内数カ所の不法投棄を大規模に回収する取組。

**環境対応型製品**：河川災害復旧などで使われる穴あきコンクリートブロックなど魚のすみかや緑化につながる製品。

**環境への負荷 (環境負荷)**：環境に与えるマイナスの影響を指す。特に人の活動により発生する廃棄物、公害、土地開発など、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものを指す。

**環境負荷の少ない低炭素社会の構築**：省エネルギーやごみの減量化などにより、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出が少ない社会を築くこと。

**休日当番医**：当番制で、日曜・祝日や年末年始などの休日の診療に対応する医療機関。

**求職者支援制度**：雇用保険を受給できない求職者が、職業訓練によるスキルアップを通して早期就職を目指すための制度。

**教育支援センター（適応指導教室）**：登校拒否の児童生徒に対する指導を行うために、教育委員会が社会教育施設や学校の余裕教室などを利用して個別のカウンセリング、集団での指導、教科指導などを行いながら、学校に復帰できるように運営している場所。

**グリーンツーリズム**：都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しんだりする余暇活動のこと。

**グローバル化**：国際間の相互依存関係や交流が高まり、経済を中心に多様な分野で世界的規模や視野での活動が拡大すること。

**経常収支比率**：地方税など自治体が自由に使える一般財源で経常的に収入されるもののうち、どの程度の比率のお金が人件費、公債費など経常的な歳出に回されているかによって財政構造の弾力性を測定しようとする値。一般的に80%を超えると弾力性を失いつつあるといわれる。

**下水道普及率／下水道整備区域における接続率**：下水道普及率は、下水道整備が計画されている区域のうち、下水道を利用できる環境になった区域の割合を指す。下水道整備区域における接続率は、下水道が整備された区域内の世帯のうち、下水道への接続、利用を開始している世帯の割合を指す。

**健康寿命**：日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間で、平均寿命から、衰弱・病気・痴呆などによる介護期間を差し引いた寿命のこと。

**減農薬米**：農薬の散布回数と化学肥料の使用量が県の基準の半分以上で生産されたことが県より認証された米。

**広域産業循環道路**：長井鶴から小竹町勝野までを結ぶ道路。若宮インターチェンジと国道200号線を結び、広域的な産業振興を図る目的を持つ。

**高等技能訓練促進費**：母子家庭の母が看護師や介護福祉士などの資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減のために支給する。入学金の負担軽減のための入学支援修了一時金もある。

**荒廃森林再生事業**：土砂災害などの発生を防止するため、平成20年度から導入された森林環境税（森林を守り育てるため導入された県税で、県内の森林を守るためだけに使われる。）を財源に荒廃した民有林の再生に取り組む事業。

**交流人口**：通勤、通学を始め、買い物、観光、レジャーなど、様々な目的で、他地域から訪れる人口のこと。

**高齢者生きがい活動支援通所事業**：比較的元気な60歳以上のひとり暮らし高齢者などで、家に閉じこもりがちな人を対象に生きがい活動などのサービスを提供することによって、高齢者が健康で心の張りを持って生活が送れるよう支援する事業。

**国土調査**：国土調査法などにに基づき、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することにより、国土を高度かつ合理的に利用するための基礎データを整備するとともに、地籍の明確化を図ることを目的としている。

**国立社会保障・人口問題研究所**：厚生労働省に設置された国立の政策研究機関で、人口、経済、社会保障の関連などについて調査、研究を行っている。

**固形燃料（RDF）**：家庭で捨てられる生ごみやプラスチックなどの廃棄物を細かく砕き、乾燥させ、薬剤を加えてクレヨンのような形に整えた燃料で、発電用エネルギーとして再利用される。

**子育て支援センター**：地域における子育て家庭の交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、関連情報の提供、親子のふれあいイベントや講習会の実施など、地域の子育て支援活動の拠点となる施設。

**子ども・子育て支援事業計画**：国の基本指針で定める子ども・子育てに係る給付・事業の基本的事項を踏まえ、地域でのニーズを把握した上で需要見込量、提供体制及びその実施時期等を盛り込んだ計画。

**ごみゼロの日河川一斉清掃**：ごみの散乱防止と水質の保全を目的に、地域住民などの協力により行われる河川清掃活動。

**コミュニケーション支援事業**：手話通訳者などの派遣を行うことにより、意思の疎通を図ることに支障がある人と他の人との意思疎通の円滑化を図る事業。

**コミュニティ活動推進事業補助金**：宮若市が独自に行うコミュニティ活動への助成制度。自治会などの地域コミュニティがその活性化や住環境の向上を目的に実施する活動に対し助成を行う。

**コミュニティバス**：地域住民の交通の利便性向上を目的として、自治体が何らかの形で運行に関与している乗り合いバスを一般的にコミュニティバスという。

**災害時要援護者**：高齢者、要介護者、障がいのある人、傷病者、妊婦、未就学児、日本語に不慣れな外国人といった災害時に1人で避難が難しい住民のこと。

**財政の硬直化**：人件費、公債費など経常的な歳出が予算の大部分を占めることにより、弾力的な財政運営が困難になること。

**(財) 自治総合センターの助成事業**：宝くじを財源とした社会貢献広報活動として、自治会や市町村が行う集会施設やコミュニティ活動備品の整備などに対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実、強化を図る事業。

**サイバー犯罪**：コンピューターネットワーク上で行われる犯罪。不正アクセスによる個人情報の流出やインターネットショッピングによる詐欺事件などが近年急増している。

**砂防**：山地や海岸、河岸などの土砂の崩壊、流出を防ぐこと

**産学官**：産業界（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（国・地方公共団体）の三者。

**三位一体の改革**：地方自治体の財政的自立を向上させるため、平成14年から始まった国と地方の税財政に関する改革。国庫補助負担金の廃止、削減、国税から地方税への税源移譲、そして地方交付税制度の見直しという三つの制度を一体として改革すること。

**GIS（地理情報システム）**：デジタル化された地図（地形）データに、様々な情報を重ね合わせて表示・編集したり、分析したりするシステム。

**市営住宅ストック総合活用計画**：現在の市営住宅の状況や今後の役割などについて検討し、建替え、改善、維持保全などの適切な整備の手法を選択することにより、市営住宅をより有効に活用するための計画。平成23年度に市営住宅長寿命化計画\*として新たに計画を策定した。

**市営住宅長寿命化計画**：市営住宅の多くは、耐用年限の2分の1以上を経過しており、老朽化が著しい団地や高齢者への対応が必要な団地などがある。これらの市営住宅を計画的に修繕、建替えし、適正で効率的に管理を行うことで長寿命化を図るための計画。

**ジェネリック医薬品**：製薬会社が開発した医薬品の特許が切れた後に、別のメーカーが同じ有効成分でつくる後発医薬品。開発経費のない分、価格は安く設定される。

**自主防災組織**：地域住民が協力、連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織。

**次世代育成支援行動計画**：少子化の流れを変えるために集中的、計画的な取組を促進することを目的とする10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」において地方公共団体に策定が義務づけられた計画。

**自治体クラウド**：地方自治体の情報システムを外部のデータセンターに移し、複数の市町村が同じシステムを共同で利用することができる環境をつくる取組で、一般的に電算運用経費の節減や業務の標準化などの効果があると言われている。

**指導主事**：学校における教育課程や学習指導など、学校教育に関する専門的な事柄について指導を行う教員。

**市民提案箱**：市政に対する建設的な提案やアイデア、その他意見を募集し、市政の改善につなげるために市内公共施設や郵便局などに設置している箱。宮若市公式ホームページからも提案などができる。

**社会保障費**：社会保障制度の実施に要する費用。主に医療や年金、介護、生活保護などの社会保障分野の経費を指す。

**周産期**：妊娠22週から生後7日未満までの期間で、周産期とその前後の期間は母子の生命に関わる事態が発生する可能性が高い。

**住宅マスタープラン**：市の住宅政策の総合的・長期的な基本方針としてとりまとめたもので、生活の拠点となる住宅を視点として、住まいやまちに関する基本目標や取り組む施策の方向性などを示した計画。

**集中改革プラン**：行財政改革大綱を基に、各種事務・事業の再編、整理や民間委託の推進、職員の定数などの人件費の見直しなど行財政改革の主要課題について、集中的な取組を明示し、市民に分かりやすく指標を用いて、公表する計画。

**住民開放端末**：公共施設に設置した情報端末で、各種行政情報の閲覧や観光案内、本会議の視聴などができるようになっている。

**就労移行支援事業**：就労を希望する人に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供や就労に必要な知識や能力の向上を目指した訓練を行い、就労に向けた支援を行う事業。

**就労継続支援事業**：企業などで働くことが困難な人に、就労の機会や生産活動の機会を提供する事業。

**受益者負担金**：税の公平性を保つため、下水道を使用できるようになった人（受益者）が建設費の一部として納める負担金。

**受益者負担金の一括納付報奨金制度**：下水道接続にあたり、5年20期の分割納付が基本の受益者負担金を、1年分（4期分）を一括納付する場合は納付する額の1割、全額を一括納付する場合は納付する額の2割を報奨金として差し引く制度。

**準都市計画区域**：土地利用の秩序や環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれのある区域を指定し、開発や建築の水準を一定に保つ。

**情報バリアフリー化**：障がいのある人が、パソコンを使い、情報通信の活用によるメリットを十分に享受する社会を構築していくこと。

**職員提案制度**：事務の改善や効率的な施策の実施などについて市職員に新しい提案を求める制度。意欲ある職員を育成し、事務能率の向上、効率的な行政運営に資することを目的とする。

**職員の地域担当制度**：市職員を地域に派遣し、地域活動計画の策定や公的な制度に関する手続きの支援、相談受付などを行い、地域の活性化を図るための取組。

**自立支援医療**：心身の障がいを除去・軽減するための医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。支給認定を受けることで、通院医療を受けた際、自己負担を1割とし、所得に応じて上限額が定められ、負担が重くなり過ぎないようになっている。

**人事考課制度**：市職員に割り当てられた職務と責任を遂行して得られた成果（業績）と、その職務の遂行上見られた能力、態度を公平に評価する制度。

**森林整備地域活動支援交付金事業**：森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備を図る観点から、森林組合などの団体による森林施業の実施を支援する事業。

**水源かん養**：雨水を森林の形成する土壌を通して浸透、貯留し、河川の流量を平準化させる機能で、国土保全機能、環境保全機能とともに森林の持つ公益的機能の一つとされる。

**水洗化工事に伴う補助制度**：水洗化に要する工事を自己資金で行った場合、1件の工事について2万円を補助金として支給する制度。

**水田農業経営力強化事業**：水田農業の構造改革を加速的に進めるため、農家の意識改革を行い、大規模農家や法人の経営規模を拡大するなど、経営基盤の強化、経営者の育成を図る事業。

**水田農業担い手機械導入支援事業**：米・麦・大豆の品質向上や低コスト生産を図るため、認定農業者\*及び営農集団を対象に、田植機、トラクター、コンバインなど高性能農業機械の導入に対する補助金を交付する事業。

**SWOT（スウオット）分析**：的確に現状分析や問題点、課題抽出を行うため、強み（Strengths）、弱み（Weaknesses）、機会（Opportunities）、脅威（Threats）を評価する戦略計画ツール。

**スクール・ソーシャル・ワーカー**：いじめや不登校、家庭内暴力など子どもが抱える問題に対し、学校と家庭の間に立ち、主に福祉的な視点から解決を図る人材。

**スポーツ推進委員**：教育委員会が委嘱する地域の体育振興の実務を担当している役職。

**スマートインターチェンジ**：高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリアなどから乗り降りができるように設置された、ETC搭載車両専用のインターチェンジ。

**青少年育成ゾーン**：西鞍の丘総合運動公園、ハートフル、宮若リコリス、光陵グリーンパークで構成される区域で、「子どもたちが夢を描くことができるまちをつくりたい」という思いから、位置付けを行った。

**青年就農給付金**：青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（準備型）と経営が不安定な就農直後（経営開始型）の所得を確保する給付金。

**総合医療**：患者の体や心だけでなくその家族関係、社会背景までを含めて全人的に診ていくこと。

**総合型地域スポーツクラブ**：①種目の多様性、②世代や年齢の多様性、③技術の多様性の3つの多様性を包含したスポーツクラブで、活動拠点をもち、定期的、継続的にスポーツ活動を行い、指導者のもと、個々のニーズに応じた指導が行われる。スポーツ活動だけでなく文化活動も含まれる。また、地域において自主的にクラブ運営が行われるなど地域に開かれたクラブを目指す。

**総合評価方式**：工事発注に当たり、価格のみで受注者を決定するのではなく、過去の実績や技術力など、価格以外の要素を加味して受注者を選定する入札方式。

**造林保育事業**：市有林の適正な整備、管理による森林の保護に取り組む事業。

## た行

**第1次、第2次一括法**：平成23年4月（第1次）及び8月（第2次）に成立した地域主権改革一括法を指す。

これまで国が全国一律に決定し、地方自治体に義務付けていた基準や施策などを地方自治体が自ら決定し、実施するように改めるなど、自由度の拡大が図られている。

**ダンボールコンポスト**：家庭から出る生ごみをピートモスなどの基材を入れたダンボール箱の中に入れ、自然界の空气中に存在する細菌や微生物の働きにより堆肥化することで、ごみの減量化が図れる。

**地域イントラネット**：地域の行政、教育、福祉、医療、防災などのサービスの高度化を図るため、市役所、学校、図書館、公民館などの公共施設を高速・超高速で接続するネットワークのこと。

**地域活動支援センター**：障がいのある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。障害者自立支援法に基づいて市町村が行う地域生活支援事業\*の一つ。

**地域主権改革**：国に集中している権限や財源を地方に移譲し、「地域のことは地域で決める」ことができる社会を目指す取組。

**地域生活支援事業**：障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて効果的・効率的に実施する事業。コミュニケーション支援事業\*や移動支援事業\*などを指す。

**地域包括支援センター**：専門職による継続性、一貫性をもった介護予防のマネジメントの実施や地域で生活を継続するための各般の相談への対応など地域包括ケアをワンストップで担う拠点。

**治山事業**：山崩れなどの山地災害の防止、水源のかん養などを目的に、森林土木の手法を用いて森林を整備し、機能強化を図る事業。

**チャレンジ雇用**：国や市町村などで障がいのある人を一定期間、雇用することで一般企業への就労の実現を図る取組。

**中1ギャップ**：小学生から中学1年生になったことがきっかけとなり、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが増加するという現象。

**出前講座**：市民に市政や公的な制度に対する理解を深めてもらうことなどを目的に、市職員などが会場に出向いて行う講座。

**電子自治体**：情報通信技術を行政のあらゆる分野に活用し、市民や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化、合理化などを図り、効率的、効果的な自治体運営を実現するもの。

**電子申請システム**：インターネットなどを活用し、パソコンなどにより作成した申請書を電子データとして自宅や職場などから直接申請することができるシステム。

**特設人権相談**：市内各施設で臨時に相談所を開設し行われる人権相談。

**特定健診**：生活習慣病予防対策のために、平成20年から開始した健康診査制度。高血圧や高脂血症、糖尿病などの有病者や予備軍を減少させることを目的とする。

**都市計画基本図**：地形図のこと。都市計画基本図と言えば、おおむね2,500分の1の図面を指し、これを基に様々な縮尺の図面が作成される。

**都市計画事業**：都市計画に定められた都市施設及び市街地開発事業について都市計画法の規定による認可又は承認を受けて行われる事業。

**都市計画マスタープラン**：都市づくりが目指す概ね20年後の将来像を描くビジョン、具体的な土地利用規制を定める都市計画を立案する上で指針となるもの。

**土砂災害警戒区域調査**：土砂災害防止法に基づいて、県が実施した土砂災害の危険箇所に関する基礎調査。

**“とれ旅” ツアー**：宮若市観光推進基本計画において、キーワードである「とれる観光」を指針に開発した観光ルートを巡るツアー。とれる観光とは、「脇田温泉で疲れがとれる」「新鮮でおいしい農産物がとれる」「追い出し猫で災いがとれる」など、宮若市の観光資源から「とれる」というワードが浮上し、独自性と広がりがあると考え、キャッチフレーズにした言葉。

## な行

**生ごみ処理機器購入補助**：市内に居住する一般家庭を対象に、ごみ減量化を目的として、コンポスト容器などの生ごみ処理機器購入費を一定額補助するもの。

**二次救急医療**：入院治療を必要とする患者に対応する機関。

**認知症サポーター養成講座**：認知症に対する正しい知識と、認知症の人やその家族を支える手立てを知る人（サポーター）を養成するための講座で、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのために実施している。

**認定農業者**：農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画（農業経営改善計画）を市町村に認定された農業者のことで、重点的に支援を受けることができる。

**年間ホームページビュー数**：1年間にわたってホームページに訪れたユーザーが閲覧したページをカウントした数値。

**農業観光振興センター**：前期計画で掲げられた農業・観光のふれあう交流拠点。

**農業振興地域整備計画**：農耕地を基礎とした適正な土地利用を進めるため、農業振興地域、農用地区域における整備方針を設定した計画。

**農商工連携事業**：農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発などに取り組むこと。「農商工連携」に取り組もうとする中小企業者や農林漁業者の共同による事業計画を国が認定することで事業者を各種支援策によってサポートする。

**農地・水保全管理支払交付金事業**：農村地域の過疎化や高齢化などに伴い、適切な保全管理が困難になった農地や農業用水などの資源を、地域ぐるみで保全する活動などを支援する事業。

**ノーマライゼーション**：高齢者や障がいのある人などを施設に隔離せず、健常者と一緒助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。

## は行

**パブリックコメント制度**：市の重要な政策を決める条例や基本計画などを定める際に、広く市民の意見を集め、意思決定に反映していく制度。

**福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会**：福岡県の北東部6市11町で構成される協議会。地域が一体となって魅力ある高次都市機能を兼ね備えた、質の高い複合都市圏を形成することを目的としている。

**ふくおか電子自治体共同運営協議会**：平成14年10月に電算システムの共同利用を推進するため、県と県内の市町村で設立された。平成24年5月現在、35団体で構成されている。

**福祉バス**：宮若市では、社会福祉センターへの送迎に利用されるバスを福祉バスと呼んでいる。

**防災行政無線**：災害時、市民に情報を提供するための無線システム。

**防災メール**：携帯電話やパソコンのメール機能を利用して、防災情報や地域の安全情報を届ける。福岡県が提供する災害情報メール配信システム「防災メールまもる君」などがある。

**ボランティア活動センター事業**：優れた特技や知識をもつ人材を登録し、学校や社会福祉施設などへ派遣を行う取組。

## ま行

**みやわか健康ポイント事業**：健康目標の立案、健康づくり事業への参加、健康診査の受診の3つを達成した人に対し、記念品を贈呈する事業。

**宮若市輝くふるさと応援寄附金制度**：平成20年度の地方税法改正により創設された「ふるさと納税」を宮若市において具体的に運用するために定めたもので、全国の自治体が同様の制度を持つ。ふるさと納税は、寄附を通して生まれ育ったふるさとや被災地などを応援する制度で、寄附の額に応じて、所得税や居住する自治体へ納める住民税の一部が控除される仕組みとなっている。

**宮若市自治基本条例**：平成23年4月に施行した、まちづくりの基本原則を定めた条例。市のまちづくりを「誰が」「どのような仕組みや制度によって」「市民の暮らしを豊かにしていくのか」を明らかにし、自分たちのまちの課題は自分たちで解決するという市民自治によるまちづくりを進めていく指針となるもの。

**宮若市要保護児童対策地域協議会**：虐待を受けている児童を始めとする要保護児童等を早期に発見し、適切な保護や支援を図るための協議会。

## や行

**用途地域**：都市計画法に定める、住居地域や商業地域、工業地域といった土地利用の区分。用途区域を指定することで、地域ごとに建物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどが規制・誘導される。

**予約制乗合タクシー**：事前予約により、乗客の需要に応じた運行を行う乗合タクシー。現在、日吉線と畑線で運行している。

## ら行

**リサイクル活動団体奨励金**：資源の再利用を目的として、古紙などの回収活動などを行う団体に対して交付される奨励金。

**歴史探訪**：宮若市の自然に親しみ、歩きながら、知られざる文化財、歴史、遺跡を訪ねる事業。

## わ行

**わいわいサークル**：子どもたちが毎週土曜日を有意義に過ごすことができるように、バレーボール教室や将棋教室などで地域の人たちに子どもたちの指導を依頼し、大人や地域との関わりを体験させる事業。

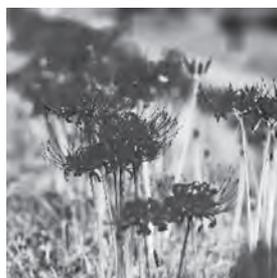
**若宮八幡宮放生会**：江戸時代から続く、筑前三大放生会の一つ。華やかな山笠や大名行列を従えるみこしなどの行事を開催する。

# 宮若市市民憲章

私たちの宮若市は、緑輝く自然や誇りある歴史を先人より受け継いできたまちです。

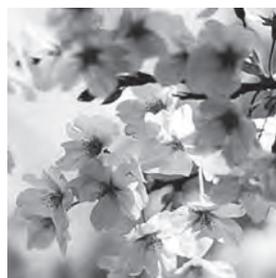
このまちを愛する私たちは、将来の夢や希望を実現できる「輝くふるさと」を目指し、ここに市民憲章を定めます。

- 一 みどり豊かな自然を愛し、美しいまちをつくります。
- 一 歴史と伝統に学び、文化の薫り高いまちをめざします。
- 一 互いに助けあい、やすらぎのあるまちをめざします。
- 一 活力に満ちた産業を育み、働きやすいまちをつくります。
- 一 ふるさとを愛し、誇れるまちをつくります。



## 市の花・彼岸花

どんな天候でも花を咲かせ、堅実な歩みを目指す宮若市を表しています。



## 市の木・桜

河川敷や公園などに植えられ、市民の皆さんに親しまれています。

## 第1次宮若市総合計画 後期基本計画

平成 25 年 3 月

- 編集・発行 宮若市役所 総合政策課  
〒 823-0011 宮若市宮田 29 番地 1  
TEL 0949-32-0510 (代表)  
FAX 0949-32-9430
- 策定協力 株式会社シーズ総合政策研究所

